

1 はじめに

京都市では、昭和 53 年の「世界文化自由都市宣言」に基づき、平成 11 年 12 月に「京都市基本構想（平成 13 年～令和 7 年）」を策定し、その具体化に向けた第 3 期の基本計画として、令和 3 年 3 月に市会の議決を得て、令和 3 年から 5 年間の都市経営の基本となる「はばたけ未来へ！ 京（みやこ）プラン 2025（京都市基本計画）」（以下「京プラン 2025」といいます。）を策定しました。

京プラン 2025 には、「生活者を基点に、参加と協働で未来を切り拓く」という都市経営の理念の下、京都の未来像実現のため、特に優先的に取り組むべき重点戦略、市全体の総合的な政策体系を示す 27 の「政策の体系」、政策推進の基盤となる行政経営の方針である「行政経営の大綱」を掲げています。

この報告書は、「京都市会基本条例」に基づき、毎年度の京都市基本計画の実施状況を報告するため、特に重要な前年度の事業等の実施状況や政策の体系 27 分野の進捗状況等をまとめたものです。

また、「すべての人に「居場所」と「出番」がある「突き抜ける世界都市 京都」」の実現に向けて、令和 9 年度までの 4 年間に取り組む政策や、政策を推進するためのしごとの仕方改革、財政・組織体制の今後の方針を示す「新京都戦略」を令和 7 年 3 月に策定しました。そして、令和 7 年 12 月に市会の議決を得て、2050 年の未来を見据えたまちの基軸・羅針盤となる「京都基本構想」を策定したことを受け、令和 8 年 3 月に新京都戦略を改定したところです。この報告書では、当該戦略の実施状況についても合わせて報告します。

<参考> 京都市会基本条例（抄）

附 則

（経過措置）

2 この条例による改正前の京都市会基本条例第 18 条第 1 項第 1 号に規定する基本計画に係る同条第 2 項による報告については、なお従前の例による。

[改正前の京都市会基本条例]

（市会の議決に付すべき事件等）

第 18 条

2 市長は、毎年度、前項第 1 号に規定する基本計画の実施状況を市会に報告しなければならない。